

平成30年1月30日招集

第1回天草市議会（定例会）議案書

天 草 市

## 平成30年第1回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第1号	専決処分事項の報告について	平成30年 1月30日		
議第1号	天草市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第2号	天草市消防団員等公務災害補償条例及び天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第3号	天草市移住促進施設条例の制定について	"		
議第4号	天草市体育館条例及び天草市運動広場条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第5号	天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第6号	天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第7号	天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第8号	天草市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第9号	天草市産業振興チャレンジ基金条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第10号	天草市五和農業気象高度利用施設条例を廃止する条例の制定について	"		
議第11号	天草市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第12号	天草市大江農畜産物処理加工施設条例の一部を改正する条例の制定について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第13号	天草市天草文化交流館条例の一部を改正する条例の制定について	平成30年 1月30日		
議第14号	天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第15号	天草市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第16号	天草市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第17号	天草市学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第18号	天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第19号	天草市立診療所条例及び天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第20号	財産の取得について	〃		
議第21号	指定管理者の指定について（本渡南地区コミュニティセンター）	〃		
議第22号	指定管理者の指定について（本渡北地区コミュニティセンター）	〃		
議第23号	指定管理者の指定について（亀場地区コミュニティセンター）	〃		
議第24号	指定管理者の指定について（杵宇土地区コミュニティセンター）	〃		
議第25号	指定管理者の指定について（志柿地区コミュニティセンター）	〃		
議第26号	指定管理者の指定について（志柿町瀬戸地区コミュニティセンター）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第27号	指定管理者の指定について（下浦地区コミュニティセンター）	平成30年1月30日		
議第28号	指定管理者の指定について（楠浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第29号	指定管理者の指定について（本町地区コミュニティセンター）	〃		
議第30号	指定管理者の指定について（佐伊津地区コミュニティセンター）	〃		
議第31号	指定管理者の指定について（宮地岳地区コミュニティセンター）	〃		
議第32号	指定管理者の指定について（牛深地区コミュニティセンター）	〃		
議第33号	指定管理者の指定について（久玉地区コミュニティセンター）	〃		
議第34号	指定管理者の指定について（魚貫地区コミュニティセンター）	〃		
議第35号	指定管理者の指定について（深海地区コミュニティセンター）	〃		
議第36号	指定管理者の指定について（二浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第37号	指定管理者の指定について（楠浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第38号	指定管理者の指定について（大浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第39号	指定管理者の指定について（須子地区コミュニティセンター）	〃		
議第40号	指定管理者の指定について（赤崎地区コミュニティセンター）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第41号	指定管理者の指定について（上津浦地区コミュニティセンター）	平成30年1月30日		
議第42号	指定管理者の指定について（下津浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第43号	指定管理者の指定について（島子地区コミュニティセンター）	〃		
議第44号	指定管理者の指定について（御所浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第45号	指定管理者の指定について（御所浦南地区コミュニティセンター）	〃		
議第46号	指定管理者の指定について（牧島地区コミュニティセンター）	〃		
議第47号	指定管理者の指定について（御所浦北地区コミュニティセンター）	〃		
議第48号	指定管理者の指定について（嵐口地区コミュニティセンター）	〃		
議第49号	指定管理者の指定について（浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第50号	指定管理者の指定について（棚底地区コミュニティセンター）	〃		
議第51号	指定管理者の指定について（宮田地区コミュニティセンター）	〃		
議第52号	指定管理者の指定について（栖本地区コミュニティセンター）	〃		
議第53号	指定管理者の指定について（小宮地地区コミュニティセンター）	〃		
議第54号	指定管理者の指定について（宮南地区コミュニティセンター）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第55号	指定管理者の指定について（大宮地地区コミュニティセンター）	平成30年1月30日		
議第56号	指定管理者の指定について（大多尾地区コミュニティセンター）	〃		
議第57号	指定管理者の指定について（中田地区コミュニティセンター）	〃		
議第58号	指定管理者の指定について（碓石地区コミュニティセンター）	〃		
議第59号	指定管理者の指定について（御領地区コミュニティセンター）	〃		
議第60号	指定管理者の指定について（大島地区コミュニティセンター）	〃		
議第61号	指定管理者の指定について（鬼池地区コミュニティセンター）	〃		
議第62号	指定管理者の指定について（二江地区コミュニティセンター）	〃		
議第63号	指定管理者の指定について（手野地区コミュニティセンター）	〃		
議第64号	指定管理者の指定について（城河原地区コミュニティセンター）	〃		
議第65号	指定管理者の指定について（福連木地区コミュニティセンター）	〃		
議第66号	指定管理者の指定について（下田北地区コミュニティセンター）	〃		
議第67号	指定管理者の指定について（下田南地区コミュニティセンター）	〃		
議第68号	指定管理者の指定について（高浜地区コミュニティセンター）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第69号	指定管理者の指定について（大江地区コミュニティセンター）	平成30年 1月30日		
議第70号	指定管理者の指定について（新合地区コミュニティセンター）	〃		
議第71号	指定管理者の指定について（一町田地区コミュニティセンター）	〃		
議第72号	指定管理者の指定について（富津地区コミュニティセンター）	〃		
議第73号	指定管理者の指定について（宮野河内地区コミュニティセンター）	〃		
議第74号	天草市高齢者保健福祉計画・天草市介護保険事業計画の策定について	〃		
議第75号	平成29年度天草市一般会計補正予算（第6号）	〃		
議第76号	平成29年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃		
議第77号	平成30年度天草市一般会計予算	〃		
議第78号	平成30年度天草市国民健康保険特別会計予算	〃		
議第79号	平成30年度天草市介護保険特別会計予算	〃		
議第80号	平成30年度天草市後期高齢者医療特別会計予算	〃		
議第81号	平成30年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算	〃		
議第82号	平成30年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第83号	平成30年度天草市歯科診療所特別会計予算	平成30年1月30日		
議第84号	平成30年度天草市斎場事業特別会計予算	〃		
議第85号	平成30年度天草市一町田財産区特別会計予算	〃		
議第86号	平成30年度天草市新合財産区特別会計予算	〃		
議第87号	平成30年度天草市病院事業会計予算	〃		
議第88号	平成30年度天草市水道事業会計予算	〃		
議第89号	平成30年度天草市下水道事業会計予算	〃		

## 報告第1号

### 専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年1月30日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成29年8月18日（金曜日）午後6時30分頃  
平成29年9月3日（日曜日）午前0時30分頃
- 2 事故発生場所 天草市楠浦町6929番地8付近（市道牛牧線）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（男性、62歳、車両所有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、市道に敷設したアスファルトカーブに相手方車両が接触し、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 96,978円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件の車両についての損害に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第 1 号

天草市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(天草市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市職員の退職手当に関する条例(平成 18 年天草市条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。

(天草市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 天草市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年条例第 271 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「この条例による改正後の天草市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)」を「天草市職員の退職手当に関する条例」に、「旧条例」を「この項において「旧条例」に、「公務に」を「通勤による傷病以外の公務に」に、「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に、「104 分の 87」を「104 分の 83.7」に、「新条例」を「天草市職員の退職手当に関する条例」に改め、同条第 2 項中「新条例」を「天草市職員の退職手当に関する条例」に改める。

附則第 3 条を削る。

附則第 4 条中「新条例」を「天草市職員の退職手当に関する条例」に改め、同条を附則第 3 条とする。

附則第 5 条中「新条例」を「天草市職員の退職手当に関する条例」に改め、同条を附則第 4 条とする。

附則第 6 条を附則第 5 条とし、附則第 7 条を附則第 6 条とする。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### （提案理由）

国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の改正を踏まえ、職員の退職手当に係る調整率等を改定するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 2 号

天草市消防団員等公務災害補償条例及び天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市消防団員等公務災害補償条例及び天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市消防団員等公務災害補償条例及び天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(天草市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 1 条 天草市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年天草市条例第 264 号）の一部を次のように改正する。

別表団長、副団長、方面隊長及び方面副隊長の項中「、方面隊長及び方面副隊長」を「及び方面隊長」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「分団長」を「方面副隊長、分団長」に改める。

(天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 18 年天草市条例第 265 号）の一部を次のように改正する。

別表副団長、方面隊長及び方面副隊長の項中「、方面隊長及び方面副隊長」を「及び方面隊長」に改め、同表分団長の項中「分団長」を「方面副隊長及び分団長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日に方面副隊長の階級にあった者に係る第 1 条の規定による改正後の天草市消防団員等公務災害補償条例別表の規定の適用については、同表中「及び方面隊

長」とあるのは「、方面隊長及び方面副隊長」と、「方面副隊長、分団長」とあるのは「分団長」とする。

- 3 この条例の施行の日の前日に方面副隊長の階級にあった者に係る第2条の規定による改正後の天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定の適用については、同表中「及び方面隊長」とあるのは「、方面隊長及び方面副隊長」と、「方面副隊長及び分団長」とあるのは「分団長」とする。

（提案理由）

天草市消防団方面副隊長の階級を見直すため、条例を改正する必要がある。

これがこの条例を提出する理由である。

議第 3 号

天草市移住促進施設条例の制定について

天草市移住促進施設条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市移住促進施設条例

(趣旨)

第 1 条 天草市への移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）が本市の気候及び風土若しくは本市での生活を体感すること又は移住検討者が一時的に滞在し、転居若しくは就業に必要な調査若しくは準備を行うことのできる環境を提供し、もって本市への移住及び定住の促進に寄与するため、天草市移住促進施設（以下「移住促進施設」という。）を設置する。

(名称及び位置等)

第 2 条 移住促進施設の名称及び位置等は、次のとおりとする。

名 称	位 置	部屋数又は棟数
短期滞在型施設「かねやき倶楽部」	天草市下浦町 9 6 2 3 番地 9	3 部屋
長期滞在型施設「ダーチャかねやき」	天草市下浦町 8 6 5 1 番地 6	5 棟

(短期滞在型施設の休館日)

第 3 条 短期滞在型施設「かねやき倶楽部」（以下「短期滞在型施設」という。）の休館日は、12月29日から1月3日までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用期間)

第 4 条 短期滞在型施設の利用期間は、1泊を単位とし、2週間以内を限度とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、1月以内を限度として更新することができる。

2 長期滞在型施設「ダーチャかねやき」（以下「長期滞在型施設」という。）の利用期間

は、入居の日から起算して1年を経過する日の属する月の月末までを限度とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、入居の日から起算して3年を経過する日の属する月の月末まで利用期間を更新することができる。

(利用者の資格)

第5条 移住促進施設を利用することができる者は、移住検討者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 現に天草市外に住所を有する者及びその家族
- (2) 移住促進施設及びその敷地の維持管理を適切に行うことができる者
- (3) 市民及び地域と積極的に交流する意思のある者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、移住促進施設を利用させることができる。

(利用の許可)

第6条 移住促進施設を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (3) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (4) 前各号に掲げる者のほか施設の管理運営に支障をきたすおそれがあると市長が認める者

(禁止事項)

第8条 第6条第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、移住促進施設において次の行為をしてはならない。

- (1) 移住促進施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (2) 移住促進施設内及び敷地内で動物を飼育すること。

- (3) 危険物、悪臭発生物及び非衛生物を持ち込むこと。
- (4) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (5) 騒音行為その他の近隣の迷惑となる行為をすること。
- (6) 許可を得ていない者を同居させること。
- (7) その他移住促進施設の利用にふさわしくない行為をすること。

(利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 次条に定める使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件に違反したとき。

2 前項の規定による措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(使用料)

第10条 移住促進施設の使用料は、別表に掲げるとおりとする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用者の費用負担)

第12条 利用者は、別表利用者の費用負担の欄に掲げる費用を負担するものとする。

(指定管理者による管理)

第13条 移住促進施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により移住促進施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 移住促進施設の利用の許可に関する業務
- (2) 移住促進施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、移住促進施設の管理及び運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により移住促進施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条、第4条第1項、同条第2項及び第5条第2項中「市長は、必要があると認めるときは、」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条、第9条及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により移住促進施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が移住促進施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により移住促進施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が移住促進施設の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

（利用料金）

第14条 第10条の規定にかかわらず、前条第1項の規定により移住促進施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、指定管理者に移住促進施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

（利用料金の収入）

第15条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

第16条 指定管理者は、市長の承認を受け、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他利用者の責任に帰し得ない事由により利用できなくなったとき。

(2) 市の都合により利用許可を取り消したとき。

(損害賠償)

第18条 故意若しくは過失により移住促進施設を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償すべき額を減額し、又は免除することができる。

(移住促進施設の明渡し)

第19条 利用者は、次の各号に該当する場合は、直ちに移住促進施設を明け渡さなければならない。

(1) 第4条に規定する利用期間が満了したとき。

(2) 第9条第1項の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたとき。

2 利用者は、前項第1号の規定により長期滞在型施設を明け渡そうとするときは、1月前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

3 利用者は、前項の規定により長期滞在型施設の明渡しを行うときは、原状回復の内容及び方法について協議し、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

4 利用者が前項の義務を履行しないときは、市がこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(立入検査)

第20条 市長は、移住促進施設の管理上必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得て移住促進施設を検査し、又は利用者に対し適切な指示をすることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第22条 詐欺その他不正の行為により使用料を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第10条・第12条関係）

施設の名称	利用区分	使用料金	使用料の納付期限	利用者の費用負担
短期滞在型 施設「かねや き倶楽部」	1部屋	大人（中学生以上） 1人1泊2,000円 小人（小学生以下） 1人1泊1,000円	利用開始の日	布団のレンタル利 用料
長期滞在型 施設「ダーチ ヤかねやき」	1棟	月額 30,000円	毎月25日（利用 開始の月にあつて は利用開始日、月 の途中に明け渡す 場合にあつては明 渡し日）	(1) 電気、ガス及 び水道の利用料 (2) ケーブルテレ ビ利用料、イン ターネット利用 料等 (3) 浄化槽維持管 理料

備考 長期滞在型施設利用者が新たに入居した場合又は退去した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、当該月の入居日数に1,000円を乗じた額とする。

（提案理由）

公の施設の設置及びその管理に関する事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、条例で定める必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 4 号

天草市体育館条例及び天草市運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

天草市体育館条例及び天草市運動広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市体育館条例及び天草市運動広場条例の一部を改正する条例

(天草市体育館条例の一部改正)

第 1 条 天草市体育館条例(平成 18 年天草市条例第 101 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 天草市下浦体育館の項を削り、同表天草市宮地岳体育館の項の次に次のように加える。

天草市瀬戸体育館	天草市志柿町 6 3 4 8 番地
----------	-------------------

別表第 1 天草市大浦体育館の項を削り、同表天草市楠浦体育館の項の次に次のように加える。

天草市大楠体育館	天草市有明町大浦 5 3 3 番地 1
----------	---------------------

別表第 1 天草市赤崎体育館の項の次に次のように加える。

天草市浦和体育館	天草市有明町上津浦 5 5 1 番地
----------	--------------------

別表第 1 天草市下津浦体育館の項の次に次のように加える。

天草市島子体育館	天草市有明町大島子 2 6 6 9 番地
----------	----------------------

別表第 1 天草市城河原体育館の項及び天草市下田北体育館の項を削る。

別表第 2 中 「天草市本町体育館  
天草市下浦体育館」 を「天草市本町体育館」に、「

天草市城河原体育館  
天草市福連木体育館」 を「天草市福連木体育館」に、「天草市亀川

体育館」を「天草市亀川体育館  
天草市瀬戸体育館」に、「天草市大浦体育館」

を「 | 天草市大楠体育館 | 」に、「 | 天草市下津浦体育館 | 」を 「 | 天草市浦  
天草市下  
天草市島

和体育館  
津浦体育館  
子体育館 | に、「 | 天草市手野体育館  
天草市下田北体育館 | 」を「 | 天草市手野体育館  
| 」に改める。

(天草市運動広場条例の一部改正)

第2条 天草市運動広場条例(平成18年天草市条例第104号)の一部を次のように改正する。

別表第1天草市志柿運動広場の項の次に次のように加える。

天草市瀬戸運動広場	天草市志柿町6325番地5
-----------	---------------

別表第1天草市金焼運動広場の項及び天草市大浦グラウンドの項を削り、同表天草市楠浦グラウンドの項の次に次のように加える。

天草市大楠グラウンド	天草市有明町大浦533番地1
------------	----------------

別表第1天草市有明グラウンドの項の次に次のように加える。

天草市島子グラウンド	天草市有明町大島子2669番地
------------	-----------------

別表第3天草市大浦グラウンド夜間照明施設の項を削り、同表天草市有明グラウンド夜間照明施設の項の次に次のように加える。

天草市島子グラウンド夜間照明施設	全面	1,000円
------------------	----	--------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1天草市城河原体育館の項

を削る改正規定及び別表第2中 「 | 天草市城河原体育館  
天草市福連木体育館 | 」を「 | 天草市福連木体育館

| 」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

社会体育施設の見直し等に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 5 号

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年  
天草市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を「支給認定証」の次に「（支給認定保護者  
が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 2  
6 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）」を加える。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条第 1 項第 2 号の改正規定は、平成 3  
0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律  
第 77 号）等の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 6 号

### 天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

天草市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

### 天草市介護保険条例の一部を改正する条例

天草市介護保険条例（平成 18 年天草市条例第 147 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項第 1 号中「32, 400 円」を「34, 800 円」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「48, 600 円」を「52, 200 円」に改め、同項第 4 号中「58, 320 円」を「62, 640 円」に改め、同項第 5 号中「64, 800 円」を「69, 600 円」に改め、同項第 6 号中「77, 760 円」を「83, 520 円」に改め、同項第 7 号中「84, 240 円」を「90, 480 円」に改め、同項第 8 号中「97, 200 円」を「104, 400 円」に改め、同項第 9 号中「110, 160 円」を「118, 320 円」に改め、同条第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「2 万 9, 160 円」を「3 万 1, 320 円」に改める。

第 17 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市介護保険条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度までの保険料については、なお従前の例による。

### （提案理由）

介護保険の保険料率を改定するには、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 129 条第 2 項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 7 号

### 天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

### 天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険条例(平成 18 年天草市条例第 145 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(市が行う国民健康保険の事務)」に改め、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第 2 条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条中「天草市国民健康保険運営協議会」を「天草市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 4 条を次のように改める。

(被保険者とししない者)

第 4 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治 29 年法律第 89 号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。  
第 6 条中「2 万 5,000 円」を「2 万円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に葬祭を行う者について適用し、同日前に葬祭を行った者については、なお従前の例による。

(提案理由)

県を財政運営の責任主体とする国民健康保険制度の改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 8 号

天草市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

天草市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市企業立地促進条例の一部を改正する条例

天草市企業立地促進条例（平成 19 年天草市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 工場等 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する製造業、機械等修理業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び学術・開発研究機関の用に供する施設並びに旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する施設をいう。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

- (6) 新規雇用者 設置した工場等の操業開始に当たり、新たに雇用された者で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 本市に居住する者

イ 操業開始の日の前後 1 年以内に雇用された者

ウ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 21 条第 1 号及び第 4 号に規定する者並びに期間を定めて雇用される者以外の者

エ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者

第 3 条第 2 項中「前条第 1 号アに規定する施設（製造業及び機械等修理業を除く。）」を「工場等」に改める。

第 8 条第 1 項中「新規雇用者数が 10 人以上（増設の場合にあっては、5 人以上）の」及び「のうち第 2 条第 1 号アに規定する施設（製造業及び機械等修理業を除く。）」を削る。

第 9 条第 1 項中「適用工場等のうち、操業開始時の投下固定資産総額が 5,000 万円を超え、かつ、新規雇用者数が 10 人以上の」を削り、「1 人当たり 30 万円」を「次の各号に掲

げる新規雇用者の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 正規雇用者として規則で定める者 1人当たり50万円
  - (2) 短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する者をいう。）の場合 1人当たり30万円
- 第9条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う補助金の交付について適用し、同日前に行った補助金の交付についてはなお従前の例による。

#### （提案理由）

企業立地に係る奨励措置の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。  
これが、この条例を提出する理由である。

議第 9 号

天草市産業振興チャレンジ基金条例の一部を改正する条例の制定について

天草市産業振興チャレンジ基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市産業振興チャレンジ基金条例の一部を改正する条例

天草市産業振興チャレンジ基金条例（平成 26 年天草市条例第 39 号）の一部を次のように  
改正する

附則第 2 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

事業の延長に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 10 号

天草市五和農業気象高度利用施設条例を廃止する条例の制定について

天草市五和農業気象高度利用施設条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市五和農業気象高度利用施設条例を廃止する条例

天草市五和農業気象高度利用施設条例（平成 18 年天草市条例第 187 号）は廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

天草市五和農業気象高度利用施設の廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 11 号

天草市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

天草市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

天草市県営土地改良事業分担金等徴収条例（平成 18 年天草市条例第 201 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 9 1 条の 2 第 1 項」の次に「及び第 6 項」を加え、「同条」を「同条第 1 項及び第 6 項」に改め、同条第 2 項中「第 9 1 条の 2 第 3 項」の次に「及び第 7 項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 12 号

天草市大江農畜産物処理加工施設条例の一部を改正する条例の制定について

天草市大江農畜産物処理加工施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市大江農畜産物処理加工施設条例の一部を改正する条例

天草市大江農畜産物処理加工施設条例（平成 18 年天草市条例第 338 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表農畜産物処理加工機器の項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

施設	単位	金額	備考
加工室	1 時間	4 2 0 円	利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

加工機器の廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 13 号

天草市天草文化交流館条例の一部を改正する条例の制定について

天草市天草文化交流館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市天草文化交流館条例の一部を改正する条例

天草市天草文化交流館条例(平成 19 年天草市条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

多目的室	100円	100円
------	------	------

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

使用料を徴収するには地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 228 条の規定により、条例で定める必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 14 号

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例

天草市一般住宅条例（平成 18 年天草市条例第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 浅海一般住宅 1 号棟の項を削り、同表山之浦一般住宅 2 号棟の項の次に次のように加える。

久玉一般住宅	耐火構造 2 階建	1 棟	4 戸	天草市久玉町 5706 番地 2
--------	-----------	-----	-----	------------------

別表第 1 下津浦下一般住宅の項を削り、同表下津浦通山一般住宅 1 号棟の項中「下津浦通山一般住宅 1 号棟」を「下津浦通山一般住宅」に改め、同表下津浦通山一般住宅 2 号棟の項及び同表横浜一般住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

一般住宅の追加及び廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 15 号

天草市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

天草市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市都市公園条例の一部を改正する条例

天草市都市公園条例（平成 18 年天草市条例第 245 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 16 号

天草市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

天草市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市建築基準条例の一部を改正する条例

天草市建築基準条例（平成 23 年天草市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条の表中「 | 第二種低層住居専用地域の全域 | 」を  
「 | 第二種低層住居専用地域の全  
田園住居地域の全域  
域 | 」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 17 号

天草市学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

天草市学校施設の開放に関する条例（平成 18 年天草市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「午後 7 時」を「午後 5 時」に改める。

別表第 1 中 「 志柿小学校体育館  
本渡東小学校体育館  
本町小学校体育館  
瀬戸小学校体育館  
牛深東中学校体育館  
大楠小学校体育館  
浦和小学校体育館  
島子小学校体育館 」 を 「 本町小学校体育館  
牛深東中学校体育館 」 に、「本

渡南小学校体育館 」を 「 本渡南小学校体育館  
本渡東小学校体育館 」 に改める。

別表第 3 牛深中学校屋外運動場夜間照明施設の項、島子小学校屋外運動場夜間照明施設の項及び新和中学校屋外運動場夜間照明施設の項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

学校の統廃合等に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 18 号

天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日

天草市長 中 村 五 木

天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例

天草市水道事業給水条例(平成 18 年天草市条例第 258 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 河浦の部河浦町新合の項中「立原(美縄を除く。)」を「立原」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

水道事業に係る給水区域の拡張に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 19 号

天草市立診療所条例及び天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

天草市立診療所条例及び天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように制定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市立診療所条例及び天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
(天草市立診療所条例の一部改正)

第 1 条 天草市立診療所条例（平成 18 年天草市条例第 150 号）の一部を次のように改正す  
る。

第 3 条を次のように改める。

(診療科目)

第 3 条 診療所の診療科目は、市長が診療所ごとに別に定める。

(天草市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 天草市病院事業の設置等に関する条例（平成 21 年天草市条例第 85 号）の一部を次  
のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(病院の名称等)

第 2 条 病院事業を行う病院の名称、位置及び病床数は、次のとおりとする

名称	位置	病床数
天草市立牛深市民病院	天草市牛深町 3050 番地	一般病床 105 床及 び療養病床 43 床
天草市立栖本病院	天草市栖本町馬場 2560 番地 1 4	一般病床 24 床及び 結核病床 46 床

国民健康保険天草市立新和病院	天草市新和町小宮地763番地3	療養病床40床
国民健康保険天草市立河浦病院	天草市河浦町白木河内223番地 11	一般病床39床及び 療養病床60床

2 診療科目は、病院事業管理者が病院ごとに別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

診療科目の改定に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 20 号

### 財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得の目的  | 市内全世帯等への防災行政無線戸別受信機の整備に伴うもの                               |
| 2 品名等    | 防災行政無線戸別受信機及び文字表示装置                                       |
| 3 契約の方法  | 随意契約  |
| 4 取得金額   | 1, 016, 280, 000円   |
| 5 契約の相手方 | 住 所 熊本市中央区水道町 8 番 6 号<br>名 称 日本電気株式会社熊本支店<br>代表者 支店長 木村雅晴 |

#### (提案理由)

予定価格が 2 千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成 18 年天草市条例第 60 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 2 1 号

### 指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 3 0 年 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

本渡南地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市港町 1 3 番 5 号

本渡南地区振興会

3 指定の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 22 号

### 指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

本渡北地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市今釜町 10 番 43 号

本渡北地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 23 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

亀場地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市亀場町亀川 1698 番地

亀場地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 24 号

### 指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

栢宇土地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市栢宇土町 1711 番地

栢宇土地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 25 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
志柿地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市志柿町 3390 番地 10  
志柿地区振興会
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 26 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

志柿町瀬戸地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市志柿町 3390 番地 10

志柿地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 27 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市下浦町 1282 番地

下浦地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 28 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

楠浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市楠浦町 2366 番地

楠浦地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 29 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

本町地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市本町本 832 番地

本町地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 30 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

佐伊津地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市佐伊津町 2258 番地

佐伊津地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 31 号

### 指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
宮地岳地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市宮地岳町 5 6 1 6 番地 2  
宮地岳地区振興会
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

#### （提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 3 2 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 3 0 年 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
牛深地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市牛深町 1 2 2 番地 2  
牛深地区振興会
- 3 指定の期間  
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 33 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

久玉地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市久玉町 1 4 1 2 番地 1 2

久玉地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 34 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
魚貫地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市魚貫町 5536 番地 1  
魚貫地区振興会
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 35 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

深海地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市深海町 1842 番地 42

深海地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 36 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

二浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市二浦町亀浦 1035 番地 11

二浦地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 37 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

楠甫地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町楠甫 4 6 2 9 番地 7

楠甫地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 38 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町大浦 1723 番地 1

大浦地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 39 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

須子地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町須子 2082 番地 3

須子地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第40号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成18年天草市条例第21号）第17条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成30年1月30日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

赤崎地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町赤崎1801番地1

赤崎地区振興会

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 1 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 3 0 年 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

上津浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町上津浦 3 7 0 6 番地 4

上津浦地区振興会

3 指定の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 4 2 号

### 指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 3 0 年 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下津浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町下津浦 2 5 0 4 番地

下津浦地区振興会

3 指定の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 43 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

島子地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町大島子 2550 番地 1

島子地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 4 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 3 0 年 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
御所浦地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市御所浦町御所浦 4 3 1 0 番地 5  
御所浦地区振興会
- 3 指定の期間  
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 45 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
御所浦南地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市御所浦町御所浦 6 1 9 6 番地 2  
御所浦南地区振興会
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 46 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

牧島地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市御所浦町牧島 625 番地 7

牧島地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 47 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
御所浦北地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市御所浦町横浦 383 番地 6  
御所浦北地区振興会
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 48 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

嵐口地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市御所浦町御所浦 2895 番地 14

嵐口地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第49号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成18年天草市条例第21号）第17条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成30年1月30日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市倉岳町浦3089番地1

浦地区振興会

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第50号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成18年天草市条例第21号）第17条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成30年1月30日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

棚底地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市倉岳町棚底1786番地4

棚底地区振興会

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 5 1 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 3 0 年 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

宮田地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市倉岳町宮田 1 3 2 7 番地 1

宮田地区振興会

3 指定の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 5 2 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 3 0 年 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

栖本地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市栖本町河内 4 4 1 4 番地 1

栖本地区振興会

3 指定の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 53 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

小宮地地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町小宮地 669 番地 1

小宮地地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第54号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成18年天草市条例第21号）第17条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成30年1月30日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

宮南地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町小宮地10821番地1

宮南地区振興会

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 55 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大宮地地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町大宮地 4 2 7 5 番地 1

大宮地地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 56 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
大多尾地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市新和町大多尾 2852 番地 1  
大多尾地区振興会
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 57 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

中田地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町中田 2270 番地 5

中田地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 58 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

碓石地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町碓石 959 番地 1

碓石地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 59 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
御領地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市五和町御領 1 2 1 5 3 番地  
御領まちづくり振興会
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第60号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成18年天草市条例第21号）第17条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成30年1月30日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
大島地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市五和町御領12153番地  
御領まちづくり振興会
- 3 指定の期間  
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 6 1 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 3 0 年 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼池地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町鬼池 1 1 8 4 番地

鬼池まちづくり振興会

3 指定の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 62 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
二江地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市五和町二江 3150 番地 3  
二江まちづくり振興会
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 63 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
手野地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市五和町手野一丁目 3768 番地 3  
手野まちづくり振興会
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 64 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
城河原地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市五和町城河原一丁目 17 番地 1  
城河原地域づくり振興会
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 65 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
福連木地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市天草町福連木 3 6 4 5 番地 2  
福連木里づくり振興会
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 66 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下田北地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市天草町下田北 534 番地 1

下田北地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 67 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下田南地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市天草町下田南 3040 番地 1

下田南地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 68 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

高浜地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市天草町高浜南 501 番地 1

高浜地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 69 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
大江地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市天草町大江 7 4 8 0 番地 5  
大江地域づくり振興会
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第70号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成18年天草市条例第21号）第17条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成30年1月30日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

新合地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市河浦町新合2008番地4

新合地区振興会

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 7 1 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 3 0 年 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
一 町田地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市河浦町河浦 5 2 2 3 番地  
一 町田地区振興会
- 3 指定の期間  
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 72 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

富津地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市河浦町崎津 1 1 1 7 番地 2

富津地区振興会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 73 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
宮野河内地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市河浦町宮野河内 337 番地 6  
宮野河内地区振興会
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 7 4 号

天草市高齢者保健福祉計画・天草市介護保険事業計画の策定について

天草市高齢者保健福祉計画・天草市介護保険事業計画を別冊のように定めるものとする。

平成 3 0 年 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

(提案理由)

天草市高齢者保健福祉計画・天草市介護保険事業計画を定めるには、天草市議会基本条例(平成 2 4 年天草市条例第 2 4 号)第 1 1 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成29年度天草市一般会計補正予算（第6号）

平成29年度天草市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ497,642千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,328,616千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年1月30日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		6,963,857	186,855	7,150,712
	1 国庫負担金	5,512,602	227,428	5,740,030
	2 国庫補助金	1,433,191	△40,573	1,392,618
15 県支出金		3,697,333	135,398	3,832,731
	1 県負担金	2,200,847	88,074	2,288,921
	2 県補助金	1,305,026	47,324	1,352,350
17 寄附金		302,421	200	302,621
	1 寄附金	302,421	200	302,621
18 繰入金		3,486,443	275,989	3,762,432
	2 基金繰入金	3,486,443	275,989	3,762,432
21 市債		6,407,697	△100,800	6,306,897
	1 市債	6,407,697	△100,800	6,306,897
補正されなかった款項に係る額		36,973,223		36,973,223
歳入合計		57,830,974	497,642	58,328,616

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		10,910,483	317,430	11,227,913
	1 総務管理費	10,143,690	317,430	10,461,120
3 民生費		17,081,505	246,498	17,328,003
	1 社会福祉費	4,977,719	153,246	5,130,965
	3 児童福祉費	6,324,521	120,154	6,444,675
	4 生活保護費	1,541,563	△26,902	1,514,661
4 衛生費		6,481,772	12,528	6,494,300
	2 環境費	3,424,127	12,528	3,436,655
5 農林水産業費		2,596,952	28,866	2,625,818
	1 農業費	1,369,320	20,462	1,389,782
	2 林業費	330,290	8,404	338,694
7 土木費		3,249,360	△163,307	3,086,053
	2 道路橋梁費	1,692,023	△177,307	1,514,716
	3 河川費	200,968	14,000	214,968
8 消防費		3,209,776	3,327	3,213,103
	1 消防費	3,209,776	3,327	3,213,103
10 災害復旧費		361,896	52,300	414,196
	1 農林水産施設災害復旧費	76,286	52,300	128,586
補正されなかった款項に係る額		13,939,230		13,939,230
歳出合計		57,830,974	497,642	58,328,616

第2表 繰越明許費補正

1 繰越明許費の追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	廃屋及び空き家等対策事業	15,000
		天草エアライン運航対策事業	89,216
		支所要望対応事業	19,000
		天草市庁舎建設事業	618,379
4 衛生費	2 環境費	クリーンセンター施設整備事業	12,528
5 農林水産業費	1 農業費	産地パワーアップ事業	2,154
		担い手確保・経営強化支援事業	10,131
	3 水産業費	水産資源回復・基盤整備事業	10,000
		海岸堤防等老朽化対策事業	23,500
		水産基盤整備事業	5,500
		水産物供給基盤機能保全事業	33,000
6 商工費	1 商工費	観光施設整備事業	16,500
7 土木費	1 土木管理費	アスベスト含有調査等事業	34,022
	2 道路橋梁費	市道改良(単独)事業	10,200
	3 河川費	土砂災害危険住宅移転促進事業	6,000
9 教育費	7 社会教育費	文化財保存整備事業	9,185
10 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年発生補助林業施設	52,300

## 2 繰越明許費の変更

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金額	事 業 名	金額
5 農林水産業費	3 水産業費	単独漁港整備事業	94,000	補正前に同じ	99,000
7 土木費	5 都市計画費	都市計画道路太田町水の平線整備事業	56,000	補正前に同じ	143,000
		熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	65,000	補正前に同じ	221,500
9 教育費	2 小学校費	小学校施設大規模改造事業	19,980	補正前に同じ	98,525

第3表 債務負担行為補正

1 債務負担行為の追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成29年度農業制度資金利子補給	平成30年度～平成36年度	10
	年度別内訳	
	平成34年度	5
	平成35年度	4
	平成36年度	1

第4表 地方債補正

## 1 地方債の変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
体育施設整備事業	26,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換え することができる。	30,600	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
道路橋梁整備事業	288,300	〃	〃	〃	139,900	〃	〃	〃
河川整備事業債	59,500	〃	〃	〃	81,600	〃	〃	〃
災害復旧事業	1,187,700	〃	〃	〃	1,209,500	〃	〃	〃

議第76号

平成29年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度天草市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,049千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,627,349千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年1月30日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		3,950,561	612	3,951,173
	2 国庫補助金	1,576,442	612	1,577,054
8 財産収入		1,055	437	1,492
	1 財産運用収入	1,055	437	1,492
補正されなかった款項に係る額		11,674,684		11,674,684
歳入合計		15,626,300	1,049	15,627,349

(単位：千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
9 基金積立金		1,055	437	1,492
	1 基金積立金	1,055	437	1,492
11 諸支出金		70,018	612	70,630
	2 他会計繰出金	684	612	1,296
補正されなかった款項に係る額		15,555,227		15,555,227
歳出合計		15,626,300	1,049	15,627,349

平成30年度天草市一般会計予算

平成30年度天草市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,888,772千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年1月30日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 市税		7,272,060
	1 市民税	2,886,011
	2 固定資産税	3,275,620
	3 軽自動車税	269,207
	4 市たばこ税	513,000
	6 入湯税	32,400
	7 都市計画税	295,822
2 地方譲与税		498,900
	1 地方揮発油譲与税	133,000
	2 自動車重量譲与税	364,000
	4 航空機燃料譲与税	1,900
3 利子割交付金		7,000
	1 利子割交付金	7,000
4 配当割交付金		15,000
	1 配当割交付金	15,000
5 株式等譲渡所得割交付金		6,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,000
6 地方消費税交付金		1,503,000
	1 地方消費税交付金	1,503,000
7 ゴルフ場利用税交付金		10,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	10,000
8 自動車取得税交付金		124,000
	1 自動車取得税交付金	124,000
9 地方特例交付金		18,000
	1 地方特例交付金	18,000
10 地方交付税		22,945,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地方交付税	22,945,000
11 交通安全対策特別交付金		7,000
	1 交通安全対策特別交付金	7,000
12 分担金及び負担金		482,908
	1 分担金	14,645
	2 負担金	468,263
13 使用料及び手数料		642,809
	1 使用料	461,132
	2 手数料	181,677
14 国庫支出金		6,032,445
	1 国庫負担金	4,905,168
	2 国庫補助金	1,109,280
	3 国庫委託金	17,997
15 県支出金		3,679,772
	1 県負担金	2,302,972
	2 県補助金	1,215,440
	3 県委託金	161,360
16 財産収入		117,116
	1 財産運用収入	101,568
	2 財産売払収入	15,548
17 寄附金		300,001
	1 寄附金	300,001
18 繰入金		3,691,008
	2 基金繰入金	3,691,008
19 繰越金		1
	1 繰越金	1

(単位：千円)

款	項	金額
20 諸収入		434,952
	1 延滞金、加算金及び過料	4,881
	2 市預金利子	246
	3 貸付金元利収入	195,024
	4 受託事業収入	3,177
	5 雑入	231,624
21 市債		7,101,800
	1 市債	7,101,800
歳入	合計	54,888,772

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		275,574
	1 議会費	275,574
2 総務費		11,128,995
	1 総務管理費	10,481,643
	2 徴税費	332,129
	3 地籍調査費	61,986
	4 戸籍住民基本台帳費	128,089
	5 選挙費	46,453
	6 統計調査費	38,717
3 民生費	7 監査委員費	39,978
		16,939,542
	1 社会福祉費	4,712,468
	2 高齢者福祉費	4,334,578
	3 児童福祉費	6,426,338
	4 生活保護費	1,465,658
4 衛生費	5 災害救助費	500
		6,459,671
	1 保健衛生費	1,024,832
	2 環境費	3,308,615
	3 斎場費	54,264
	4 水道費	1,042,242
	5 病院費	880,011
6 看護専門学校費	149,707	
5 農林水産業費		2,274,743
	1 農業費	1,253,545
	2 林業費	294,756

(単位：千円)

款	項	金額
	3 水産業費	726,442
6 商工費		2,306,789
	1 商工費	2,306,789
7 土木費		3,153,598
	1 土木管理費	183,812
	2 道路橋梁費	1,412,172
	3 河川費	179,310
	4 港湾費	162,042
	5 都市計画費	962,414
	7 住宅費	253,848
8 消防費		2,423,031
	1 消防費	2,423,031
9 教育費		2,984,870
	1 教育総務費	1,189,976
	2 小学校費	319,429
	3 中学校費	219,728
	4 幼稚園費	136,024
	6 学校給食費	556,168
	7 社会教育費	563,545
10 災害復旧費		40,354
	1 農林水産施設災害復旧費	10,144
	2 公共土木施設災害復旧費	30,210
11 公債費		6,871,605
	1 公債費	6,871,605
13 予備費		30,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 予備費	30,000
歳	出 合 計	54,888,772

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
スポーツ拠点施設整備事業実施設計業務委託	平成31年度	48,298
固定資産標準地鑑定業務委託料	平成31年度～平成32年度	50,680
農業振興地域整備計画策定業務委託	平成31年度	5,000
平成30年度商工業設備利子補給	平成31年度～平成33年度	6,000
本渡北小学校仮設校舎借上料	平成31年度～平成32年度	3,667

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティセンター整備事業	14,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、 銀行その他の場合にはその債権者と協定する ものによる。ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。
体育施設整備事業	92,500			
林道整備事業	11,500			
漁港施設整備事業	258,800			
観光施設整備事業	759,300			
道路橋梁整備事業	146,600			
河川整備事業	43,700			
港湾改修事業	78,500			
街路整備事業	269,200			
公園整備事業	15,200			
消防防災施設整備事業	642,700			
災害復旧事業	3,463,200			
臨時財政対策債	1,306,000			
計	7,101,800			

平成30年度天草市国民健康保険特別会計予算

平成30年度天草市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,498,022千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年1月30日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,723,327
	1 国民健康保険税	1,723,327
2 使用料及び手数料		1,500
	1 手数料	1,500
3 国庫支出金		1
	1 国庫負担金	1
4 療養給付費交付金		1
	1 療養給付費交付金	1
5 県支出金		9,510,162
	1 県負担金・補助金	9,510,162
6 財産収入		1,736
	1 財産運用収入	1,736
7 繰入金		1,148,999
	1 一般会計繰入金	1,148,998
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		100,001
	1 繰越金	100,001
9 諸収入		12,295
	1 延滞金、加算金及び過料	3,100
	2 預金利子	1
	3 雑入	9,194
歳 入	合 計	12,498,022

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		144,352
	1 総務管理費	124,637
	2 徴税費	10,443
	3 運営協議会費	635
	4 国民健康保険特別対策事業費	8,637
2 保険給付費		9,222,578
	1 療養諸費	7,920,978
	2 高額療養費	1,267,500
	3 移送費	500
	4 出産育児諸費	29,400
	5 葬祭諸費	4,200
3 国民健康保険事業費納付金		2,928,530
	1 医療給付費分	2,126,100
	2 後期高齢者支援金等分	554,850
	3 介護納付金分	247,580
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
6 保健事業費		136,494
	1 保健事業費	15,166
	2 特定健康診査等事業費	95,499
	3 総合保健施設事業費	25,829
7 基金積立金		1,736
	1 基金積立金	1,736
9 諸支出金		14,322
	1 償還金及び還付加算金	10,002
	2 繰出金	4,320

(単位：千円)

款	項	金額
10 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳	出	計
		12,498,022

平成30年度天草市介護保険特別会計予算

平成30年度天草市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,423,486千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。  
保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年1月30日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 保険料		1,907,466
	1 介護保険料	1,907,466
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		3,115,097
	1 国庫負担金	1,881,950
	2 国庫補助金	1,233,147
4 支払基金交付金		2,940,085
	1 支払基金交付金	2,940,085
5 県支出金		1,622,672
	1 県負担金	1,531,199
	2 県補助金	91,473
6 財産収入		1,180
	1 財産運用収入	1,180
7 繰入金		1,836,340
	1 一般会計繰入金	1,706,340
	2 基金繰入金	130,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		445
	1 延滞金、加算金及び過料	120
	2 預金利子	16
	3 雑入	309
歳 入	合 計	11,423,486

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		275,889
	1 総務管理費	168,111
	2 徴収費	4,655
	3 介護認定審査会費	102,011
	4 趣旨普及費	650
	5 計画策定委員会費	462
2 保険給付費		10,502,000
	1 介護サービス等諸費	9,347,500
	2 介護予防サービス等諸費	368,200
	3 その他諸費	10,000
	4 高額介護サービス等費	225,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	29,000
	6 特定入所者介護サービス等費	522,300
5 地域支援事業費		610,963
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	387,205
	2 包括的支援事業・任意事業費	223,758
6 基金積立金		1,180
	1 基金積立金	1,180
7 公債費		500
	1 公債費	500
8 諸支出金		3,001
	1 償還金及び還付加算金	3,001
9 予備費		29,953
	1 予備費	29,953
歳 出	合 計	11,423,486

議第 80 号

平成 30 年度天草市後期高齢者医療特別会計予算

平成 30 年度天草市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 223, 751 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		693,598
	1 後期高齢者医療保険料	693,598
2 使用料及び手数料		137
	1 手数料	137
3 県支出金		3,186
	1 県補助金	3,186
4 繰入金		480,827
	1 一般会計繰入金	480,827
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		46,002
	1 延滞金、加算金及び過料	39
	2 預金利子	2
	3 償還金及び還付加算金	1,259
	4 雑入	44,702
歳 入	合 計	1,223,751

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		46,775
	1 総務管理費	44,951
	2 徴収費	1,824
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,141,939
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,141,939
3 保健事業費		33,278
	1 保健事業費	33,278
4 諸支出金		1,259
	1 償還金及び還付加算金	1,259
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	1,223,751

議第 8 1 号

平成 3 0 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算

平成 3 0 年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 6, 7 8 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4, 0 0 0 千円と定める。

平成 3 0 年 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		21
	1 分担金	21
2 使用料及び手数料		60,345
	1 使用料	60,344
	2 手数料	1
5 財産収入		3
	1 財産運用収入	3
6 繰入金		56,409
	1 一般会計繰入金	55,540
	2 基金繰入金	869
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		1
	1 延滞金、加算金及び過料	1
歳 入	合 計	116,780

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 浄化槽市町村整備推進事業費		91,019
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	91,019
2 基金積立金		3
	1 基金積立金	3
3 公債費		24,758
	1 公債費	24,758
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	116,780

議第 8 2 号

平成 3 0 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算

平成 3 0 年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9 5, 3 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 3 0 年 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 診療収入			93,348
	1 診療収入		93,348
2 使用料及び手数料			803
	1 手数料		803
4 財産収入			6
	1 財産運用収入		5
	2 財産売却収入		1
5 繰入金			95,936
	1 一般会計繰入金		95,936
6 繰越金			1
	1 繰越金		1
7 諸収入			5,226
	1 諸収入		5,226
歳 入	合 計		195,320

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務管理費		157,913
	1 総務管理費	157,913
2 医業費		36,806
	1 医業費	36,806
3 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 予備費		600
	1 予備費	600
歳 出	合 計	195,320

平成 30 年度天草市歯科診療所特別会計予算

平成 30 年度天草市の歯科診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 53,899 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 歯科診療収入			26,500
	1 歯科診療収入		26,500
2 財産収入			170
	1 財産運用収入		169
	2 財産売却収入		1
3 繰入金			26,185
	1 一般会計繰入金		26,185
4 繰越金			1
	1 繰越金		1
5 諸収入			1,043
	1 諸収入		1,043
歳	入	合	計
			53,899

(単位：千円)

歳 出 款	項	金 額
1 総務管理費		36,939
	1 総務管理費	36,865
	2 研究研修費	74
2 歯科医業費		16,560
	1 歯科医業費	16,560
3 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出	合 計	53,899

議第 8 4 号

平成 3 0 年度天草市斎場事業特別会計予算

平成 3 0 年度天草市の斎場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 8, 3 6 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 3 0 年 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			4,070
	1 使用料		4,070
2 財産収入			28
	1 財産運用収入		28
3 繰入金			54,264
	1 繰入金		54,264
4 繰越金			1
	1 繰越金		1
5 諸収入			2
	1 預金利子		1
	2 雑入		1
歳 入	合 計		58,365

(単位：千円)

歳 出 款	項	金 額
1 斎場事業費		46,001
	1 斎場事業費	46,001
2 公債費		10,364
	1 公債費	10,364
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	58,365

平成 30 年度天草市一町田財産区特別会計予算

平成 30 年度天草市の一町田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,696 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市一町田財産区管理者  
天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 財産収入			65
	1 財産運用収入		63
	2 財産売却収入		2
2 繰越金			8,629
	1 繰越金		8,629
3 諸収入			2
	1 預金利子		1
	2 雑入		1
歳 入 合 計			8,696

(単位：千円)

歳 出 款	項	金 額
1 総務費		1,252
	1 総務管理費	1,252
2 予備費		7,444
	1 予備費	7,444
歳 出	合 計	8,696

平成 30 年度天草市新合財産区特別会計予算

平成 30 年度天草市の新合財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 430 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 30 年 1 月 30 日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 財産収入			2
	2 財産売払収入		2
2 繰越金			1,426
	1 繰越金		1,426
3 諸収入			2
	1 預金利子		1
	2 雑入		1
歳 入	合 計		1,430

(単位：千円)

歳出	款	項	金額
1	総務費		279
		1 総務管理費	279
2	予備費		1,151
		1 予備費	1,151
歳出		合計	1,430

## 平成 30 年度天草市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 30 年度天草市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		357	床
一般病床		168	床
医療型療養病床		125	床
介護型療養病床		18	床
結核病床		46	床
(2) 延患者数		237,132	人
入院患者数	一般病床	46,355	人
	医療型療養病床	35,770	人
	介護型療養病床	6,205	人
	結核病床	730	人
外来患者数	一般外来	141,620	人
	介護サービス	6,452	人
(3) 一日平均患者数		751	人
入院患者数	一般病床	127	人
	医療型療養病床	98	人
	介護型療養病床	17	人
	結核病床	2	人
外来患者数	一般外来	485	人
	介護サービス	22	人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	3,734,204 千円
第1項 医業収益	3,180,972 千円
第2項 医業外収益	553,220 千円
第3項 特別利益	12 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	3,924,284 千円
第1項 医業費用	3,842,643 千円
第2項 医業外費用	77,633 千円
第3項 特別損失	8 千円
第4項 予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額192,227千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,335千円、過年度分損益勘定留保資金177,892千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	293,525 千円
第1項 企業債	100,000 千円
第2項 他会計出資金	184,085 千円
第3項 他会計補助金	8,640 千円
第4項 県補助金	800 千円
支 出	
第1款 資本的支出	485,752 千円
第1項 建設改良費	193,529 千円
第2項 企業債償還金	292,223 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	100,000千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用・医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 2,488,999千円 |
| (2) 交際費   | 1,620千円     |

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
病院事業収益	医業外収益	24,892千円	・研究研修費、共済追加費用等の経費の一部を補助するため(一般会計)
資本的収入	他会計補助金	8,640千円	・国保直診施設が行う医療機器整備事業を補助するため(国民健康保険特別会計)
合	計	33,532千円	

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、440,980千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	種類	名称	数量
	医療機器	X線CT撮影装置	2台
		透視監視装置	一式

平成30年1月30日提出

天草市長 中村五木

議第 8 8 号

平成 3 0 年度天草市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 3 0 年度天草市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

( 1 ) 給水戸数	31,583 戸
( 2 ) 年間総給水量	8,378,426 m <sup>3</sup>
( 3 ) 一日平均給水量	22,955 m <sup>3</sup>
( 4 ) 主要な建設改良事業	
ア 管路整備事業	194,950 千円
イ 施設整備事業	383,670 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事 業 収 益			2,808,870 千円
第 1 項   営 業   収 益			1,896,727 千円
第 2 項   営 業 外   収 益			912,133 千円
第 3 項   特 別   利 益			10 千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費			2,679,133 千円
第 1 項   営 業   費 用			2,409,363 千円
第 2 項   営 業 外   費 用			268,930 千円
第 3 項   特 別   損 失			640 千円
第 4 項   予 備   費			200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,217,505千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,875千円、過年度分損益勘定留保資金1,135,630千円及び建設改良積立金30,000千円で補てんするものとする。)

				収 入	
第1款	資	本	的 収 入		438,391 千円
第1項	企	業	債		29,600 千円
第2項	出	資	金		139,259 千円
第3項	補	助	金		25,100 千円
第4項	工	事	負 担 金		244,432 千円
				支 出	
第1款	資	本	的 支 出		1,655,896 千円
第1項	建	設	改 良 費		733,038 千円
第2項	企	業	債 償 還 金		922,858 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建 設 改 良 事 業	29,600 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (但し、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

169,646 千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	655,301千円	水道事業会計の経営基盤確立のため。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成30年1月30日提出

天草市長 中村五木

平成30年度天草市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度天草市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	12,983 戸
(2) 年間総処理水量	4,018,800 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	11,010 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管渠建設改良事業(亀川地区雨水渠築造事業ほか)	114,630 千円
イ ポンプ場建設改良事業(今釜新町ポンプ場更新事業ほか)	293,072 千円
ウ 処理場建設改良事業(佐伊津浄化センター高度処理槽築造事業ほか)	353,844 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			1,891,544 千円
第1項 営業収益			857,367 千円
第2項 営業外収益			1,034,177 千円
	支	出	
第1款 事業費			1,792,680 千円
第1項 営業費用			1,653,558 千円
第2項 営業外費用			137,605 千円
第3項 特別損失			517 千円
第4項 予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額655,316千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,550千円、過年度分損益勘定留保資金125,130千円、当年度分損益勘定留保資金498,636千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第1款	資本的収入		826,385千円
第1項	企業債		362,900千円
第2項	補助金		458,418千円
第3項	受益者負担金及び分担金		5,067千円
		支 出	
第1款	資本的支出		1,481,701千円
第1項	建設改良費		772,733千円
第2項	企業債償還金		708,968千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく利子補給 (平成30年度)	平成31年度～平成35年度	978千円
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく損失補償	平成31年度～平成35年度	天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づき改造工事を行うものに対し、金融機関が1箇所（世帯）当たり700千円以内で貸付けた融資総額の50%を限度に損失補償

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	362,900千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

106,481 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	522,622千円	下水道事業会計の経営基盤確立のため。
資本的収入	補助金	157,038千円	

平成30年1月30日提出

天草市長 中村五木